

SPECIAL REPORT

第366回理事会の概要

.....

本会議は12月19日、第366回理事会（コープビル、東京都千代田区）において、「酪農経営復興支援・義援金及び支援募金の取扱」、「令和2年度（第59年度）事業計画策定等に当たっての基本的な考え方」等について協議し、原案通り承認された。

1. 酪農経営復興支援・義援金及び支援募金の取扱について

令和元年度は、豪雨・台風災害により各地域で広範な被害が発生した。

本会議では、9月19日開催の第365回理事会での承認を得て、酪農関係者及び酪農家への義援金募集を進めたほか、同日、農林水産省渡邊畜産部長への支援要請を行った。要請では、被災酪農家への万全な支援、安定供給のための生乳流通体制への指導と支援を求めた。その後、さらに台風・豪雨被害が発生したため、急遽、一般向けにも支援募金の取組を開始し、10月21日には台風19号被害への支援について水田生産局長に要請を行った。

国の災害対策は、酪農経営災害緊急支援対策事業が拡充され、一部の地域は「乳房炎管理対策金」が増額、牛舎・施設の「土砂・がれき等の撤去運搬」が事業対象とされた。本会議では事業実施主体として、これらの対策が有効に活用されるよう取組を実施した。

(1) 豪雨・台風災害の被害

この度の豪雨・台風災害による被害については、施設等への被害が及ぶ地域があると推察されるが、廃棄を余儀なくされたとの報告を受けた生乳量（廃棄乳量）を基本として、義援金等の取扱いを行うものとした。

被害の対象となる災害は、台風10号（岡山県3戸、1.1トン）、8月の前線に伴う大雨（佐賀県1戸、0.2トン）、台風15号（千葉県ほか4県、計497戸、1,818.5トン）、台風17号（長崎県ほか2県、計5戸、3.5トン）、台風19号（宮城県ほか13県、計141戸、205.1トン）、台風21号（千葉県ほか2県、計3戸、1.3トン）である。

(2) 義援金及び支援募金

1) 義援金・支援募金の総額（令和元年11月末日現在）

義援金・支援募金（以下、義援金等）については、令和元年11末日までを一区切りと

表 義援金等の指定団体別配分額（令和元年11月末現在）

単位：円

	定額配分	被害額配分	配分額計	備考
北海道	0	0	0	被害報告なし
東北	4,300,000	2,653,117	6,953,117	被害額の50%を上限
関東	4,300,000	39,162,102	43,462,102	
北陸	0	0	0	被害報告なし
東海	871,116	0	871,116	被害額の50%を上限
近畿	12,093	0	12,093	被害額の50%を上限
中国	62,267	0	62,267	被害額の50%を上限
四国	0	0	0	被害報告なし
九州	230,607	0	230,607	被害額の50%を上限
合計	9,776,083	41,815,219	51,591,302	

注) 定額配分は義援金等の総額の1/2を配分(1団体当たり4.3百万円)。ただし、被害額の50%が上限。

して取りまとめを行った。なお、入金が遅れている義援金等もあると考えられるので、さらに1カ月程度は受け入れ期間を設け、最終的な報告は令和2年3月開催の理事会において行う。

令和元年11月末日現在における関係組織・酪農家・乳業者からの義援金は50,861,302円、一般からの支援募金は730,000円、義援金等の総額は51,591,302円であった。この義援金額には、雪印メグミルクグループ及び森永乳業株式会社からの各1千万円の義援金を含んでいる。

2) 義援金等の取扱

義援金等は、昨年度の「豪雨・台風災害と北海道胆振東部地震の被害」と同様の扱いとし、①定額配分（義援金等のうち50%相当を定額配分とする。ただし、定額配分が被害額を超える場合は、被害額の50%を上限とする。）と、②被害額配分（定額配分以外の義援金等を被害額全体に占める構成比により配分。ただし、被害額の50%を上限とする。）により算出した（表参照）。

ただし、この度の対象被害は、地域での被害の状況に加え、関係者による支援の程度が大きく異なるため、義援金等の配分計算に当たって、これを踏まえた対応を取ることにした。

2. 事業計画策定等に当たっての基本的な考え方について

わが国の酪農・生乳需給等をめぐる環境については、世界的な規模で自然環境が変化するなか、自然災害が多発するとともに、国内牛乳乳製品市場が中長期的に国際競争に晒されることが見通されるなか、指定団体制度をはじめ政策的環境も大きく変化している。こうした状況の下、都府県の生産基盤弱体化等を背景に生乳需給はひっ迫が継続しており、都府県の家族経営型酪農を中心とした生乳生産基盤の回復が急務の課題となっている。

そこで令和2年度においては、酪農家が『誇り』、『やりがい』、『夢』を持てる酪農産業を確立していきけるよう、次の事業を重点項目として実施する。

(1) 指定団体の組織機能強化・流通対策

1) 生乳流通制度改革から2年が経過し、かつ

酪農家戸数の減少が引き続き見込まれるなか、酪農家が将来に亘って、安心して生乳生産・設備投資を行える環境を整備するとともに、生乳流通等の合理化を図るため、指定団体の組織・需給調整機能の強化への支援等を行う。

2) 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の制度化」等を踏まえ、今年度に策定する「手引書」の普及啓発、引き続き、多発する災害を踏まえ、昨年度に取りまとめた「停電時の対応計画」の必要に応じたフォローアップ等を行う。

(2) 生乳需給安定化・生産基盤強化事業

1) 引き続き、国等の公募事業を活用し、地域の後継牛確保支援等を行う。

2) 新たな事業として、新規就農に係わる関係者（①需要者（新規就農希望者等）、②供給者（経営移譲酪農家）、③新規就農支援組織等）のプラットフォーム（ポータルサイト）を作り、必要な検討等を関係団体と連携のうえ行う。

(3) 酪農理解醸成活動

『酪農業の価値向上を図る』ことを訴求テーマに以下の事業に取り組む。

1) 酪農の経営実態の把握、及び自然環境の変化や過疎化が進むなかで酪農が果たす役割・価値の再点検・発掘、啓発・普及活動を行う。

2) 国内酪農業、指定団体が行う生乳受託販売事業等の理解者・応援団の拡大を図る。

3) 理解醸成を図る上での前提条件として、必要不可欠な、生乳の安定供給（生活者からの酪農理解醸成）を実現するため、災害発生時の被災地域への一定の枠組みでの支援を行う。

3. 事業の財源及び推進体制について

(1) 公募事業等業務量の拡大に対応した派遣等を含めた要員確保、正職員の適正配置を基本とした円滑な業務体制を確立する。

(2) 組織運営は、引き続き、経費削減徹底を前提に、現行水準の会費及び賦課金を基本に令和2年度予算を策定する。

(3) 理解醸成等の活動は、引き続き、公募事業等の有効活用と、さらなる効率化並びに事業の重点化を図り、節減となった賦課金は『災害対応』の執行状況を踏まえつつ返還する。